様式第４号（第10条第２項並びに第11条第１項及び第２項関係）

平成　　年　　月　　日

殿

「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書

高等学校等就学支援金の支給に関して，保護者等の収入の状況に関する事項について，高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条に基づき，次のとおり届け出ます。

注　保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな		
	氏　名	姓	名
	住　所	都道府県　　市区町村	
学校（※）	学校の名称	国立　・　公立　・　私立 学校の種類・課程・学科：	
	学校の所在地	都道府県　　市区町村	
	学校設置者の名称		

【確認事項】

１．就学支援金の支給時期の区分のうち，該当するものを選択してください。

□	４月～６月　※前年度の課税証明書等	□	７月～６月　※当該年度の課税証明書等

２．(1)～(3)の中から，該当するものを選択してください。

(1)	□			保護者の所得に関する書類を添付します。
		□		保護者が１人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に別紙ロ③～⑤に該当する者がいる場合
				[理由]
(2)	①	□		以下の理由により，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。
			□	児童相談所に入所しており，児童相談所長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
			□	児童福祉施設に入所しており，児童福祉施設の長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
			□	法人である未成年後見人が選任されています。
			□	民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が選任されています。
			□	その他，以下の理由により保護者の所得に関する書類を添付することができません。
				[理由]
	②	□		成人に達しており保護者がいないため，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。
(3)	□			以下の理由により，保護者等の所得に関する書類を提出できません。
				[理由]

３．所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。＊２．(３)の場合は除く。

氏名	生徒との続柄

氏名	生徒との続柄

上記の内容に相違ありません。

記入者署名

※印の欄は，学校設置者において記入してください。　　※学校受付日　平成　　年　　月　　日

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。

（別紙）

留意事項

イ　課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため，４～６月の支給については，前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し，７月～翌年３月については，当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を都道府県（文部科学省）が定める期限までに提出してください。なお，期限までに課税証明書等を提出した生徒は，翌年６月まで支給を受けることができます。

ロ　保護者とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいい，次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の２第１項，第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ　確認事項２(1)に該当するときは，保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

ニ　確認事項２(2)に該当するときは，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また，主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注)　医療保険各法とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

ホ　保護者が日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは，就学支援金の加算支給はされません。

ヘ　正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までにこの届出書の提出がなされないときは，就学支援金の支払が翌年６月まで一時差し止められますので，必ず提出してください。

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。